

時事新報

第二千二百六十六號
明治廿二年八月廿四日 金曜日
舊戊子七月十七日 (丁卯)
出刊時間
日 出刊時間 五分
月 出刊時間 五分
年 出刊時間 五分
西曆一千八百八十八年

(可通省價運)

時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
送料廣告料ハ左ノ如ク
○一年前金五十五圓 ○三箇月前金三十五圓 ○六箇月前金三圓
○一年前金六圓
○時事新報社ハ東京ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一圓
月二十六日ノ送付料ヲ加ス

五號字ニテ	一行二付	一行二付	一行二付
一行十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行二十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行三十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行四十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行五十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行六十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行七十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行八十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行九十行	六日以上	七日以上	八日以上
一行百行	六日以上	七日以上	八日以上

時事新報

政權と貴族(前號の續)

英國は貴族が上院出席の特典を世襲にして今に尙ほ不
同の公權を弄するは不都合に至らざるに其改革を促す
は獨り自由主義の政治家のみに非ずして保守黨中有力
者ればれを唱へて盡力するものも少からず即ち上院組
織改正の議論は二十年來同國政治界の一問題にして去
る千八百六十九年ロイド・ラッセルの提出したる原案
は一代貴族に上院の席を與へ外より新元素を輸入せし
めんと考なりしも貴族の大多數は己れの政權を殺が
るゝを不利なりとして斷然これに抗したるより右の議
案は議院に於て全廢を取り以來今日まで上院の改革
は政治社會の私評は紛々たるも公然議題となりて國
會に出でたるとおかりし今の大總理大臣ソールズベリ
侯は今回上院の改革を着手せんとて取敢へず爰又一
代貴族の制を設け上院に新空氣を充てて豫て舊來の腐
敗分子を除くの計畫を上院に披露し其案を衆議に附し
たる第一第二の兩讀會とも難なく原案に可決した
るが故に此上、第三讀會に多數の異議起らざるに於て
は侯の案は遂からず實行に至る可し何となれば最も
改革に反對す可き上院自身が既に異存を唱へざる以上
は下院に於ては固より之に抗することなく貴族不同の
公權を對立法の權を均一にするは悦ばし死次第なり
として賛成を表するは理の順焉考なればなり且つ英國
國會の實狀を伺ふに下院の組織は昔より時勢の必要に
應じて變換改良を重ねる其中にも近代に在りては
千八百三十二年グレイの改革議案を始めとし同六十八
年アルビーが英蘇二國選舉區畫の改革同八十四年五年
グランドストーンの人民代議條例議席配賦條例と共に
前後三回の變換を経て今日に至りたれば下院の政權は
これが爲りに漸く平等均一の方を赴きたれども之に反
して上院は往時より一回も其組織を改めざるのみならず
其組織に至り貴族の數の増加したるより院の議席は
僅に變換して今は其處置に苦むの趣なきに非ず即ち現
在の議員五百六十名の中に皇族僧侶七八名を除き他
の三分の二は既往七八十年來新受爵の貴族なりと云ふ
、其組織の下院に較べて不完全なる由縁ありしは抑も亦ろ
の由縁なきに非ず蓋し自由黨が國會の仕組を變更して

政權の均一を謀らんとするに熱心なる議論を俟たざる
所なれども徒ら上院を改革して貴族の政權を削がんと
するに於て既に下院中の保守黨を敵しなからざるの
上に上院の全體に反對するの危險あるが故に唯自黨の領
地たる下院を弄して時に其組織を改革するのみに止ま
り他人の煙は一切手を出さずとの覺悟にてありしな
らんり而して一方に貴族自身が改革の案を唱へ船から
求めて己の特權を放棄するの謂もあければ上院はこ
れが爲めに今日まで改革の變に迷はざりしと云ふなれど
も近來漸く世論の喧しさを催はし上院の成分は腐敗し
て費用を爲さずとの攻撃盛なるよりしてソールズベリ
侯其構を察して今回の議案を上院に提出ししるは全
く時勢の變遷に外ならざる可し
ソールズベリ侯の上院改革案は五十名の一代貴族を作
り從來の世襲貴族と異に上院に列せしむるの考なれ
ども斯く一時に多數の議員を加へらば舊貴族の利害
を關する少らざる可しと一箇年に多くも五名以上
の貴族を作らずして十年の後に五十名を滿員ならしむ
る方法なり而して毎年新受爵の貴族五名を甲乙の兩部
に分ち甲部は二年以上高等裁判所の判事、陸海軍に在
りては少將以上、カナダ其他海外各領地の太守を勤め
らる者より取り乙部は右の外何人をも特別の功勞あ
る者を撰び女皇の特選を以て孰れも貴族に列せざる上
にて上院に出席せしむるの案なり又從前の世襲議員は
對しては爵の高下を論せず其職務を遂げざる者あ
ると認るときは上院全體の評議を以て其事由を陛下に
奏し召集狀を返止めて出席權を剝奪するの法を爲し一
方又は外より新規の分子を入れ一方又は内の腐敗の成
分を除くに與に院の行動を有力ならしめんとするの針路を取
りたるはソールズベリ侯の政略中最も時勢の必要に應
じたる手段なる可し然りと雖も爰に其改革を就て我輩
の所見を陳れば現在英國の上院議員五百六十名の多數
の中に年々僅か五名の新議員を交ふるが如き固より
緩慢の策にして縱へ一時に五十名の新入者を加へられ
ばとて以上院の空氣を全新ならしむるの實効を奏す
可しや疑なれを得ず且つソールズベリ侯の改革案は我
輩の議論の如く人壽と政權との區別を嚴にし彼の世襲
貴族たるの故を以て併て立法の權を世々にするの案を
辯むるの段に於て未だ盡ざる所あるものなれば局外公
平の眼を以て之を評するに於ては其案の果して英國政治
界の時勢を満足せしむるに足る可きや否や容易に明言
す可らざる所もればなり
右は英國に就ての談なれども竊て日本の國狀を考ふ
るに既に紙上に述べたる如く今後國會の開設と與に上
院組織の要用あるに當りては人壽と政權との別を明に
す可らば勿論、縱へ英國の院制度を美なりとして之
に倣はんとする者あるにもせよ世襲貴族を以て上院の
世襲議員と爲すの法は我輩に於て斷じて其非を言ふ者
なり尙ほ上院の組織に就てい更に意見なきにあらざれ
ば他日を期して再論する所あるべし (完)

○選信省の告示 去る十四日の本欄に掲げたる選信省
告示第百二十八號中南二十三度東とあるは南二十八度
東に誤なりと昨日の官報に是正したり
○選信省訓令第八號 選信管理局
郵便貯金預所取扱人採用規程左ノ通相定候條該採用方
ハ右ニ依り執行ス
明治廿一年八月廿三日 選信大臣子爵榎本武揚
第一條 郵便貯金預所取扱人採用規程
管理局長ハ左ノ各款ヲ具備スル者ニ就テ適當ト認メ
ル者ヲ採用スルニ第一條 其郵便貯金預所所在地ニ
在住スル者ニ第二條 實價二百圓以上ノ土地又ハ家屋
ヲ所有スル者ニ第三條 日常ノ算筆ニ通スル者ニ第四條
別ニ定ムル郵便貯金預所取扱人服務規約ヲ遵守スル
者ニ第五條 年齢滿二十年以上ノ男子ニ第六條 誠實
ニ職務ヲ奉シテ郵便貯金預所取扱人老年又ハ疾病其
他ノ事故ニ依リ其職務ヲ辭スルカ或ハ在職中死亡セシ
キ其嗣子又ハ相續人タル男子年齢滿十六年以上ニ及
フモノハ第一條第五條ノ制限ニ拘ハラズ特ニ採用スル
コトヲ得○第三條 非戸主ニシテ其戸主實價二百圓以上
ノ土地又ハ家屋ヲ所有スル者保護スルニ於テハ其本人
ノ資產第一條第二條ニ適合セザルモ特ニ之ヲ採用スル
コトヲ得○第四條 選信管理局長ハ時宜ニ依リ郵便貯
金預所取扱人ノ撰出ヲ郡區長ニ囑託スルコトヲ得○第
五條 選信管理局長ハ於テ郵便貯金預所取扱人ヲ任命
スルトキハ辭令書ヲ交付シテ受書及身元引受證書(書式
一號)本人非戸主ナルトキハ戸主ノ保護書(書式二號)
ヲ差出サシメ之ヲ選信大臣ニ報告シ且保護書(書式二號)
方長官及郡區長ニ通知スルニ其免職ノトキ亦同○第
六條 選信管理局長ハ於テ郵便貯金預所取扱人ヲ採用
スルトキハ別ニ定ムル規程ノ保護品ヲ徴收スルニ
(以下書式略ス)
○公債償還 大藏大臣より本月二十一日東京府へ左の
通り達し
七分利付金銀公債元金償還ノ爲メ來ル九月十二日其
屬へ國債記録兩局ノ官員出張抽籤執行爲致候條該公
債證書ノ所有者十名以上ヲ撰ニ立會トシテ同日午前
第八時出頭候條取計スルニ
○裝甲水雷船小鷹號 橫濱造船所に於て組立てたる
裝甲水雷船小鷹號は去る十五日悉皆落成せり其長幅
水等左の如し(海軍省)
長 五十二メートル、五九六
幅 五メートル、九二〇
排水量 一、一〇〇
一、一〇〇
最大馬力 百六十五
千二百馬力但し計畫
一時間速力 十七ノット、八
○横濱水道の小蟲 近日東京府下刊行の二三新聞紙中
横濱水道に異蟲を生じたる事項を掲載せり右は水道の
信用衛生の一端に關する儀も付き事實神奈川縣へ推問
しるるも容月十四日貯水池を洗滌し池中未だ滿水せず
るに邊氣味は酷烈に至りしを以て各市街に於て使用す
る水量前日比倍蓋し貯水池の量容易に平常に復さず爲
少量の貯水池に劇烈の熱氣を受け遂に一種の小蟲を生じ
たり因りて直に横濱水道所の試験を要めたるに人身
對しては全く無害の旨判然せしも猶も彼是疑感に懷く
ものなきを保し難き付一切之を驅除せんと欲し速
に貯水池を閉鎖し用水取入所に於て揚水機械二臺を同
時に使用して送水の量を増加し濾水池より直に用水を
配水管に注入し其排塵吐出急流ならしめり故に
最早清淨に至りたり尤も濾度の輕重と貯水池の深淺に依
り小蟲の發生するは怪むべきに非ざらず故に最初より其
預防方法に就てハハル兵の計畫も有之今果して小
蟲發生の實験を経れば其方法即ち貯水池上ニ屏蓋を
敷くこと並に豫備貯水池を設くる等の儀に付き取調
中の趣又近日更に揚水機の増設に着手の筈なれば爾後
送水の量を多からしむべきを以て復し小蟲發生の懸念
なるべし(内務省)
○電報敷及料金 選信省内信局に於て調査せる本年七
月各郵便電信局及電信局に於て取扱ひたる電報電信敷

並に料金の
選信省)
種目
内外電報
金
○柳原副
の處此程
○後藤伯
十九日午
大懇親會
山清七氏
爲せしが
成辰の際
慷慨悲憤
終るや清
員)草刈親
爲し夫より
を盡して
二十日 若
至れば此
て路を郡
屋に投せ
有志懇親
たるが松
次に後藤
脱を爲して
二十一日
古河に着
館太田屋
場なる正
を交又し
會場と定
の掛出し
十名の來
時に拍手
伯は例の
時勢切迫
を述べ併
親會場の
大要を簡
に拍手喝
草刈、菅
皆主眼と
の朽木、
して數十
の事なり
○フハリ
守の來朝
寄贈せし
將來本邦
なるべし
にさへ面
れば今後
貸附し成